外国人旅行者向け免税制度に係る免税対象者の明確化(消費税・酒税・地方消費税)

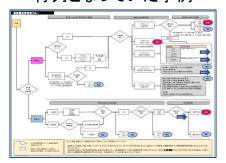
免税対象者の明確化等により、免税販売手続の効率化を図る。これにより、免税店で発生する待ち行列の解消や、免税販売機会を拡大することで、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を促進する。

施策の背景

- ○現行の免税店制度においては、各免税店において免税対象者であるかどうかを確認しているが、 在留資格によっては海外に在住していることの確認書類や、日本で就労していないことの確認書 類なども求める必要があり、それらの書類が統一的に規定されていないこともあって、確認に多 大な労力がかかっている。
- 〇そのため、手続が煩雑になり、「長い待ち行列ができる」、「お店によって対応が異なる」など、 顧客満足度の低下につながる事例が発生し、免税店側からも改善要望の声が上がっている。
- ○今般の改正要望によって免税対象者及びその確認方法を明確化することで、デジタル技術も活用しつつ、原則として旅券を確認するだけで免税対象者であることが確認できるようになり、免税店での確認手続が円滑になる。これによって待ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大及び旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現する。



行列となっていた事例



複雑な非居住者判定フロー

要望の結果

免税販売手続において、免税対象者の明確化を行う。

<現行>

◆ 対象者:外為法に規定する非居住者



*非居住者判定に起因する<u>待ち行列</u>が発生。

•対象者や確認書類の<u>明</u> 確化が必要。

<結果>

◆ 対象者:外為法に規定する非居住者のうち、

外国人→在留資格「短期滞在」「外交」「公用」の者 等 日本人→海外在住2年以上(※)の者

- ※「戸籍の附票の写し」または「在留証明」により証明。
- ▶ 更なる手続効率化のため、デジタル庁の訪日観光客等手続支援システムを 免税販売手続に活用できるようにする。